

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

令和6年5月20日
独立行政法人国立美術館

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2 環境配慮契約の締結状況

令和5年度は、基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④-1建築物の設計に係る業務、④-2建築物の維持管理に関する契約、④-3建築物の改修に係る業務、⑤産業廃棄物の処理に係る契約のうち、該当する案件がなかった。

3 その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための独立行政法人国立美術館における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「独立行政法人国立美術館グリーン調達推進体制」を活用することとしている。